

議案第 24 号

四万十町江師園芸作物実験場条例の制定について

四万十町江師園芸作物実験場条例を次のように定める。

平成 25 年 3 月 6 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町江師園芸作物実験場条例

四万十町江師園芸作物実験施設条例（平成 20 年四万十町条例第 4 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 本町の園芸作物の振興と農業経営の安定を図るため、四万十町江師園芸作物実験場（以下「実験場」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 実験場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
四万十町江師園芸作物実験場	四万十町江師 424 番地 1

（管理）

第 3 条 実験場は、四万十町が管理するものとする。

（使用の許可）

第 4 条 実験場を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、実験場の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

（使用の制限）

第 5 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、実験場の使用を制限し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- （2） 公の秩序又は善良な風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- （3） 前条による許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、許可の条件に違反したとき。
- （4） 町長が、実験場の管理上必要であると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により実験場の使用を制限し、又は使用の許可を取り消した場合において、使用者に生じた損害に対し、賠償の責を負わない。

(使用料)

第6条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 町長は、特に必要があると認めた場合は、使用料を減免することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、実験場を使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状変更の禁止)

第9条 使用者は、実験場の原状を変更してはならない。ただし、あらかじめ町長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(損害賠償等)

第10条 使用者は、故意又は過失により実験場を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

使用料金

名称	使用料
四万十町江師園芸作物実験場	月額 17,000 円

備考

- 1 使用期間に1か月未満の端数が生じる場合は日割計算とし、算出された総額に100円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げる。
- 2 実験場の利用に係る水道料金、電気料金、ガス料金、ケーブルテレビ基本料金（加入自由、別途NHK受信料が必要。）は、使用者の負担とする。